

## 意見交換会実施結果報告書

様式2

番号	25-07
案件名	中野区バリアフリー基本構想（改定素案）

## 1 意見交換会の実施状況（自治基本条例第14条の規定に基づき実施したもの）

## (1) 実施概要

合計実施回数	2回
合計参加人数	3人

No.	日時	会場	参加人数	区側出席者（職名）
1	11月19日（水） 19:00～21:00	中野区役所	0人	都市計画課長
2	11月22日（土） 10:00～12:00	中野区役所	3人	都市計画課長

## ●配付書類

- ・中野区バリアフリー基本構想（改定素案）概要版
- ・中野区バリアフリー基本構想（改定素案）本編

## ●特記事項（子ども向けの意見交換会を実施した場合には、その旨を記載）

--

## (2) 意見交換会における意見・質疑の概要と区の見解・回答 ※1

合計意見数	38件
-------	-----

詳細は別紙1のとおり（団体等との意見交換を含む。）

## (3) 意見交換会における意見により変更した箇所とその理由 ※2

詳細は別紙2のとおり（団体等との意見交換を含む。）

## 2 その他の参加の手続き実施状況（個別意見の提出、団体等との意見交換等）

あり
----

※なしを選択した場合は、以下記入不要。

(1) 個別意見の提出

種 別	意見数
窓口	0 件
電子メール	0 件
電子申請(Logo フォーム)	0 件
ファクス	0 件
電話	0 件
郵送	0 件
計	0 件

(2) 団体等との意見交換の実施状況

合計実施回数	3 回
合計参加人数	15 人

No .	団 体 名	日 時	参加人数	区側出席者 (職名)
		会 場		
1	・中野区友愛クラブ連合会	11月17日(月) 10時～	7 人	職員 3 名
		中野区役所		
2	・中野区手をつなぐ親の会 ・中野区肢体不自由児者父母の会	11月26日(水) 11時～	4 人	職員 3 名
		中野区役所		
3	・中野区聴覚障害者福祉協会 ・中野区中途失聴・難聴者の会	11月26日(水) 15時～	4 人	職員 3 名
		中野区役所		

(3) 個別意見の提出、団体等との意見交換等に関する特記事項

上記の団体の他、特定非営利活動法人中野区視覚障害者福祉協会へ構想（改定素案）の概要版の点字資料と本編の音声データを配布し、意見聴取を行った。

※1 計画(条例)全体、項目ごとに作成してください。

※2 意見交換会における意見により区案の加除修正を行なった箇所がない場合も、その旨を明記してください。

## 中野区バリアフリー基本構想(改定素案)に対する主な意見の概要及び区の考え方

番号	意見の概要	区の考え方
第1章 中野区バリアフリー基本構想の改定		
1	一般的に、バリアフリー基本構想の対象者のイメージは障害者、高齢者等であると思うが、基本構想の内容は、全区民に対して重要な考え方である。基本構想の中に、障害者等のみの課題ではなく、区民全体の課題であると記載した方が良いのではないか。	ご意見を踏まえて、本構想が、「つながる はじまる なかの」を中野のまちの将来像として中野に住むすべての人々や、中野のまちで働き、学び、活動する人々にとって、平和でより豊かな暮らしを実現するための共通目標である「中野区基本構想」と将来像の実現に向けて区が取り組む基本的な方向性を「中野区基本計画」に則る構想である記述を追加した。
2	本構想のバリアフリー化の取組は、区だけではなく東京都や交通管理者、交通事業者等とともに実施していくといふことがわかりやすく表現されていると良い。	ご意見を踏まえ、関係行政や事業者等とともに区のバリアフリー化を推進していくことの記述を追加した。
3	中野区バリアフリー基本構想と歩きたくなるまちづくりとの関連を記載するべきである。	ご意見を踏まえ、バリアフリー化の取組が歩きたくなるまちづくりの推進を実現するための一つであることの記述を追加した。
4	バリアフリー基本構想改定素案からはバリアフリーとUDの関係性が見えにくく、施設整備においてバリアフリーの基準を満たしたうえで、さらにUDの要素も加えるのでは非効率であると考える。基本構想の改定においては、全てをUDの視点から一体的に整備していくというニュアンスで取りまとめてはどうか。	ご意見を踏まえ、バリアフリーの取組においてはユニバーサルデザインの視点も持ちながら推進していくこととして記述を追加した。 また、バリアフリーとユニバーサルデザインの関係図の表現を変更した。
5	東京都福祉のまちづくり条例では、大きな劇場では、情報が見やすい様に手話通訳者にはスポットライトを当てることや、ヒアリンググループ等の音を届けるための補聴援助システムを設置すること等の規定があるが、構想の中にはこのような詳細な情報のアクセシビリティの規定について記載はあるのか。	本構想は、詳細なバリアフリーの規定や基準を定めるものではなく、区のバリアフリー化の方針や施策を定めるものである。東京都福祉のまちづくり条例については、関連法令等として構想内で記載しており、本条例も踏まえて施設整備を進める。
第3章 バリアフリー化の方針(移動等円滑化促進方針)		
6	移動等円滑化促進地区図と重点整備地区図で示されている生活関連経路は、区が率先してバリアフリー化を推進していく意味で区道と都道は色を変えるなど違う表現とした方が良い。	ご意見を踏まえ、移動等円滑化促進地区図と重点整備地区図における生活関連経路の表現を変更した。
7	駅構内でエレベーター やエスカレーターがなく階段だけしかないのは課題であると思う。	区や事業者としても課題と認識しており、改善に向けて本構想で示す鉄道駅のバリアフリー化の方針に基づき、安全・安心に利用しやすい駅の整備、利用しやすい設備の整備を進める。
8	高齢者は、道路や通路のちょっとした段差でも躊躇の内で、それらが改善されると良いと思う。	高齢者の方の視点も踏まえながら、細部の段差の解消においても、本構想で示す道路のバリアフリー化の方針に基づき、誰もが利用しやすい道路・交通環境の整備を進める。
9	歩道の段差や傾斜がきついところがあり、自転車でも通りにくい。	様々な人が安全に歩行できるように、歩道の段差の解消、傾斜の改善を図ることなど、本構想で示す道路のバリアフリー化の方針に基づき、誰もが利用しやすい道路・交通環境の整備を進める。
10	車いすをうごかす立場としては、道路が心配だ。自走式車いすでは、傾斜がきつい歩道がある。なるべく早く改修してほしい。山手通りは移動しやすい。	車いす使用者の方にも配慮した道路構造を検討しながら、本構想で示す道路のバリアフリー化の方針に基づき、誰もが利用しやすい道路・交通環境の整備を進める。
11	環状7号は路面がパッチワークのようになっていて歩きにくい。	東京都とも協力しながら、歩きやすい環境の整備を図り、本構想で示す道路のバリアフリー化の方針に基づき、誰もが利用しやすい道路・交通環境の整備を進める。

番号	意見の概要	区の考え方
12	自転車で中野通りを通行するが、中野通りは駐車も多く、駐車をよける際には走行中の自動車の近くを通ることになり危険である。 道路交通法改正により、自転車は車道の通行が原則となるので、自転車専用レーンの確保等、安全に走行できる環境の整備を進めてほしい。	自転車利用者においても、安全に通行できるように本構想で示す道路のバリアフリー化の方針に基づき、誰もが利用しやすい道路・交通環境の整備を進めるとともに交通管理者の違法駐車対策など適切な交通安全対策を進める。
13	西武新宿線の開かずの踏切の解消は、区内のバリアフリー化に貢献するため、構想内で記載をするべきである。	ご意見を踏まえて、開かずの踏切等の除却に向けた取組について、バリアフリー化の方針に記述を追加した。
14	知的障害者はトイレの表示を色で覚えている場合もある。中野区役所や中野体育館がモノトーンで非常にわかりにくかった。	様々な人にとって利用しやすい施設となるよう配慮しながら、本構想で示す建築物のバリアフリー化の方針に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を進める。
15	区役所の案内表示がわかりにくい。区役所の失敗を踏まえてほかの施設ではわかりやすくしてほしい。	案内表示の色や位置、掲出方法等、施設利用者にとってわかりやすい工夫を検討しながら、本構想で示す建築物のバリアフリー化の方針に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を進める。
16	トイレは、基準以上のバリアフリー化の配慮もしてほしい。バリアフリー設備が設置されていても車いすの大きさによっては、トイレに入れないとある。	基準のみにとらわれることなく、誰もが利用できるように配慮をした施設の整備を図り、本構想で示す建築物のバリアフリー化の方針に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を進める。
17	外出中に車いす使用者が利用できるトイレが施設内や付近にないため、帰らなければならないときがある。利用できるトイレがあれば外出していられる時間が増え、ゆっくり買い物などができる。施設内に利用できるトイレがない場合でもおむつ替えの部屋や救護室など代替となる場所の提供があるとよい。	誰もが安心して外出できる環境づくりを図り、本構想で示す建築物のバリアフリー化の方針に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を進める。
18	障害のある児童や生徒が学校の設備がバリアフリー化されていないことにより転校を余儀なくされ、築いてきたコミュニティから離れる事態は避けるべきである。そのような場合には、本人の意思を尊重することが何より重要である。	学校を含め、施設において誰もが円滑に施設を利用できるよう配慮した設備の整備を図り、本構想で示す建築物のバリアフリー化の方針に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を進める。
19	区役所の視覚障害者誘導用ブロックは黄色のブロックを使用した方が良い。	視覚障害者誘導用ブロックの見やすさについても、配慮をしながら、本構想で示す建築物のバリアフリー化の方針に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を進める。
20	区役所の福祉売店「ふれあいショッピアザレア」の場所がわかりづらいため、位置等を検討していただきたい。	誰もが利用しやすい施設の整備を図り、本構想で示す建築物のバリアフリー化の方針に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を進める。
21	放送設備について、オーラキャストというシステムがあり、スピーカーから明瞭な音声が出る上に、今後は無線で補聴器にも届けることができるものである。今後の整備については、その設備についても検討していただきたい。	今後も様々な新しい設備等の開発が進むと考えており、そのような設備についても、誰もが施設を利用しやすくなるよう配慮して導入を検討するなど、本構想で示す建築物のバリアフリー化の方針に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を進める。
22	住宅のバリアフリー化の推進についてもバリアフリー化の方針に記載した方がよい。	ご意見を踏まえ、誰もが暮らしやすい住宅の整備に向け、バリアフリー住宅の普及促進についての記述を追加した。
23	普段生活をしていて、視覚障害者誘導用ブロックを利用している方をあまり見たことがない。一方で高齢者で杖を利用する方や、車いす使用者などがブロックの凹凸で移動しづらい様子を見る。視覚障害者誘導用ブロックの必要性などについて、議論をする場があつてもいいのではないか。	支援や手助けを必要とする多様な方々への理解を深めるため、本構想で示す心のバリアフリーの方針に基づき、障害への理解促進・啓発活動を進める。
24	以前、小学生に向けてバリアフリーについて授業を行ったことがあるが、心のバリアフリーについての理解はなかった。子どもへの心のバリアフリーの普及啓発も必要である。	心のバリアフリーの教育を推進するため、小・中学生へのリーフレット配布や障害者との交流事業の実施などをを行うなど、本構想で示す心のバリアフリーの方針に基づき、障害への理解促進・啓発活動を進める。

番号	意見の概要	区の考え方
25	外見ではわかりづらい障害を理解してもらうためには、心のバリアフリーが重要になる。リーフレットの配布等しっかり行ってほしい。自立支援協議会でも理解啓発の出前事業を行っている。区民の皆さんに知ってほしい。区報のトップページへの掲載等、広報啓発を行ってほしい。	周囲の人たちが外見では分かりにくい障害など様々な障害への理解を深められるよう、本構想で示す心のバリアフリーの方針に基づき、障害への理解促進・啓発活動を進める。
26	エレベーターは、他の方が乗っていると車いすと介助者が入るスペースがなく、何度も待つなど乗るまでに時間がかかってしまう。車いす優先と記載されていても他の方には見えていないようだ。自分からどいてくれとは言いにくいので、心のバリアフリーを進めてほしい。	多様な方々の移動や施設の利用等の生活上における支障や不安を周囲の人々が理解し、適切な配慮を促進するためにも、本構想で示す心のバリアフリーの方針に基づき、障害への理解促進・啓発活動を進める。
27	教育啓発を大切に考えて欲しい。 障害者と学生が一緒にまち歩きを行うことで、障害への理解や相互理解が深まると思う。さらに、その体験を行動に結びつけるため、授業での教育を併せて実施してほしい。	障害者と学生の相互理解を深めることは有意義であると考える。また、こうした体験を学びにつなげるため、授業等における教育的な取組とも連携しながら、本構想で示す心のバリアフリーの方針に基づき、障害への理解促進・啓発活動を進める。
28	防災訓練に合わせて障害者と学生が交流できる機会があるとよい。	他の事業との連携も考慮しつつ、本構想で示す心のバリアフリーの方針に基づき、障害への理解促進・啓発活動を進める。
29	心のバリアフリーの方針の項目名が「障害への理解促進・啓発活動」となっているが、障害者に対してだけの理解促進・啓発活動をするように見える。障害者だけではなく、高齢者やベビーカー使用者など、支援や配慮を求める全ての方々に対しての理解促進・啓発活動をした方が良い。	当項目で示す内容は、障害者だけに対してではなく、支援や手助けを必要とする多様な方々への理解促進・啓発活動であるため、ご意見を踏まえ、記述を変更した。
30	心のバリアフリーの方針の項目名が「施設の利用のマナー向上」となっているが、項目名からは、どのような内容であるのかわかりづらい。 また、「施設利用」以外においても支援を必要とする方々への配慮やマナー向上を推進していくべきである。	ご意見を踏まえて、施設の利用以外においても、多様な方々の生活上における支障や不安を周囲の人々が理解し、適切な配慮の促進するための内容として記述を変更した。
31	筆談ボードの「かきポンくん」と「合図くん」が構想内に掲載されているが、既に製造が中止になってしまっている。かきポン君は避難所の防災倉庫にも設備としてあると思うが、それを区の窓口へ転用も検討して欲しい。	ご意見のあったツール等、様々なコミュニケーションツールの活用を検討するなど、本構想で示すソフト面のバリアフリー化の方針に基づき、支援や介助を必要とする方々と適切なコミュニケーションを図っていく。
32	中野地区、野方地区は放置自転車が多く、その対策として、自転車利用のマナーやルールを厳守してもらう必要がある。	放置自転車により通行空間が妨げられないように、本構想で示すソフト面のバリアフリー化の方針に基づき、自転車利用者へのマナー啓発を進める。
33	ハード面の改善は実用性が重要だと思う。四季の森公園では違法駐輪対策がされているが、依然として公園内に駐輪する人がいる。	実用性においても配慮しながら、施設整備を図るとともに、本構想で示すソフト面のバリアフリー化の方針に基づき、自転車利用者へのマナー啓発を進める。
34	知的障害者は、バス乗り場等の変更があると理解するのに時間がかかる。変更がある際は前もってお知らせいただきたい。また、チラシの配布等による周知も行ってほしい。	施設の整備に伴い交通環境に変化が生じる際は、本構想で示すソフト面のバリアフリー化の方針に基づき、適切な情報提供を行う。
35	区有施設の整備計画に変更があるときは、その変更の経緯がわかるように周知をして欲しい。また、計画の変更について意見や質問できる場が欲しい。	各施設の整備において、意見交換会や説明会の実施や、ホームページや区報等を活用するなど適切に情報提供を行う。

#### 第4章 バリアフリー化の施策

番号	意見の概要	区の考え方
36	中野駅のホームドアの設置を進めてほしい。	JR東日本において、新たな橋上駅舎整備とあわせての設置を行う予定である。
37	視覚障害者誘導用ブロックの凸部が摩耗して使えないところがある。設置することだけでなく設置したものを維持していくことも必要ではないか。	本構想で示す道路のバリアフリー化の方針に基づき、誰もが利用しやすい道路・交通環境の整備を進める。また、公共交通事業者や道路特定事業、建築物特定事業では各施設の維持管理に関わる事業についても設定をしており、施設の設備等、適切な維持管理を進める。
38	特定事業に位置づけができなかった区民意見についても、今後のバリアフリー化の検討材料として記載を検討いただきたい。	ご意見を踏まえ、特定事業に位置づけができなかった意見についても今後の施設改修等の機会における検討素材として記述を追加した。

## 中野区バリアフリー基本構想(改定素案)から(改定案)への主な変更点

変更番号	項目	項	主な変更点	変更に関わる意見の番号
はじめに				
1	はじめに		中野区バリアフリー基本構想の改定の背景や区が目指すまちの将来像や歩きたくなるまちづくりとの関連を示すとともに、本構想で記載するバリアフリー化の方針や施策は、区だけで実施するのではなく東京都や交通管理者、公共交通事業者等の各施設管理者の協力を得ながら実施することがわかるように記載した。	1・2・3
第1章 中野区バリアフリー基本構想の改定				
2	1-2 位置づけと計画期間 (3)ユニバーサルデザインとバリアフリー	P-4	2段落目の文章の末尾を「ユニバーサルデザインとの関係についても明記されました。」から「ユニバーサルデザインの考え方も含めたものとなりました。」に変更しました。 3段落目2行目の文章を「バリアフリー法の目的に沿った取組を促進することが、より多くの人が安全で快適に暮らすことができる環境づくりにつながり、それがユニバーサルデザインの推進にもつながります。」から「年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、全ての人が利用しやすい都市及び生活環境を考え、バリアフリー法の目的に沿った取組を促進することが、より多くの人が安全で快適に暮らすことができる環境づくりにつながります。」に変更した。 また、「図1-5 ユニバーサルデザインとバリアフリー」の表現を変更した。	4
第3章 バリアフリー化の方針(移動等円滑化促進方針)				
3	3-3 移動等円滑化促進地区の選定 (4)区域の設定	P-22~35	移動等円滑化促進地区図で示されている生活関連経路にて区道と都道の色を変更した。	6
4	3-4 移動等円滑化促進方針(分野別のバリアフリー化の方針) (3)道路	P-37、38	道路のバリアフリー化の方針に「開かずの踏切等の除却に向けた取組を推進します。」を追記した。また、「【コラム】西武新宿線踏切渋滞解消促進期成同盟」を追加した。	13
5	3-4 移動等円滑化促進方針(分野別のバリアフリー化の方針) (5)建築物	P-39	建築物のバリアフリー化の方針の2段落目に「また、第4次中野区住宅マスターplanに基づき、誰もが暮らしやすい住宅の整備に向け、バリアフリー住宅の普及を促進します。」を追記した。	22
6	3-4 移動等円滑化促進方針(分野別のバリアフリー化の方針) (6)心のバリアフリー	P-40	心のバリアフリーの方針の項目名を【障害への理解促進・啓発活動】から【支援や手助けを必要とする多様な方々への理解促進・啓発活動】に変更した。	29
7			心のバリアフリーの方針の項目の【施設利用者のマナー向上】を削除し、【支援や手助けを必要とする多様な方々への理解促進・啓発活動】に内容を含めた。 また、記載内容を「誰もが施設を円滑に利用できるよう、支援を必要とする人への適切な配慮の促進や施設利用におけるマナー向上のための広報・啓発活動を推進します。」から「多様な方々の移動や施設の利用等の生活上における支障や不安を周囲の人々が理解し、適切な配慮を促進するための広報・啓発活動を推進します。」に変更した。 また、「声かけ・サポート」運動のポスターを追加した。	30
第4章 バリアフリー化の施策				
8	4-2 特定事業等の設定 (2)特定事業の設定までの流れ	P-51	特定事業の設定までの流れに「対応困難な事業等」を「施設改修等の機会において実施の検討」する旨を追記した。	38
9	4-3 地区ごとの特定事業 (1)新中野地区～(7)鷺ノ宮地区	P-60~81	重点整備地区図で示されている生活関連経路にて区道と都道の色を変更した。	6
10	4-4 利用者視点のバリアフリー化の検討	P-83~85	今後の施設の改修等の機会における検討素材とするため特定事業への設定ができなかった施設のバリアフリー化に関わる主な区民意見を記載した。	38
資料編				
11	資料5 まち歩き点検 (2)主な意見	P-108~115	各地区のまち歩き点検にいただいた意見を追記した。	38

※文言整理等の修正は除く